



給与所得速算表

給与等の収入金額(円)	給与所得の金額
0 ~ 550,999	0円
551,000 ~ 1,618,999	収入金額-55万円
1,619,000 ~ 1,619,999	1,069,000円
1,620,000 ~ 1,621,999	1,070,000円
1,622,000 ~ 1,623,999	1,072,000円
1,624,000 ~ 1,627,999	1,074,000円
1,628,000 ~ 1,799,999	㉠×2.4+10万円
1,800,000 ~ 3,599,999	㉠×2.8-8万円
3,600,000 ~ 6,599,999	㉠×3.2-44万円
6,600,000 ~ 8,499,999	収入金額×0.9-110万円
8,500,000 ~	収入金額-195万円

※ 表内の㉠は、収入金額×1/4 の後、1,000円未満を切り捨てた金額。

公的年金等所得速算表

公的年金の収入金額㉡	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	1000万円以下	1000万円超 2000万円以下	2000万円超
65歳未満の人			
130万円未満	㉢-60万円	㉢-50万円	㉢-40万円
130万円以上	㉢×75%	㉢×75%	㉢×75%
410万円未満	-27.5万円	-17.5万円	-7.5万円
410万円以上	㉢×85%	㉢×85%	㉢×85%
770万円未満	-68.5万円	-58.5万円	-48.5万円
770万円以上	㉢×95%	㉢×95%	㉢×95%
1000万円未満	-145.5万円	-135.5万円	-125.5万円
1000万円以上	㉢-195.5万円	㉢-185.5万円	㉢-175.5万円
65歳以上の人			
330万円未満	㉢-110万円	㉢-100万円	㉢-90万円
330万円以上	㉢×75%	㉢×75%	㉢×75%
410万円未満	-27.5万円	-17.5万円	-7.5万円
410万円以上	㉢×85%	㉢×85%	㉢×85%
770万円未満	-68.5万円	-58.5万円	-48.5万円
770万円以上	㉢×95%	㉢×95%	㉢×95%
1000万円未満	-145.5万円	-135.5万円	-125.5万円
1000万円以上	㉢-195.5万円	㉢-185.5万円	㉢-175.5万円

所得控除額速算表

生命保険料控除				地震保険料控除				社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除						
新契約		旧契約		保険料の支払金額㉣		控除額		控除限度額						
保険料の支払金額㉣	控除額	保険料の支払金額㉣	控除額	地震保険料	控除額	25,000円		両方ある場合、 各種控除額の合計						
~ 12,000円	…㉣の全額	~ 15,000円	…㉣の全額	~ 5,000円	…㉣×1/2			支払った金額の合計						
12,001 ~ 32,000円	…㉣×1/2+6,000円	15,001 ~ 40,000円	…㉣×1/2+7,500円	5,001 ~ 15,000円	…㉣×1/2+2,500円									
32,001 ~ 56,000円	…㉣×1/4+14,000円	40,001 ~ 70,000円	…㉣×1/4+17,500円	15,001 ~	…10,000円									
56,001 ~	…28,000円	70,001 ~	…35,000円											
各種保険の控除限度額														
新契約のみ	…【一般】28,000円	+	【介護】28,000円	+	【個人】28,000円	≦		7万円						
旧契約のみ	…【一般】35,000円	+	【個人】35,000円	≦		7万円								
新旧が 双方あり	…【一般】28,000円 または 35,000円	+	【介護】28,000円	+	【個人】28,000円 または 35,000円	≦		7万円						
配偶者控除				配偶者特別控除						基礎控除				
本人の合計所得金額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	配偶者の合計所得金額						本人の合計所得				
900万円以下	33万円	38万円		48万円超	100万円超	105万円超	110万円超	115万円超	120万円超	125万円超	130万円超	2,400万円以下	…43万円	
900万円超	22万円	26万円		100万円以下	105万円以下	110万円以下	115万円以下	120万円以下	125万円以下	130万円以下	133万円以下	2,400万円超	2,450万円以下	…29万円
950万円超	11万円	13万円										2,450万円超	2,500万円以下	…15万円
												2,500万円超		…0円
雑損控除				医療費控除										
(損失額)-(保険金等で補填される金額)を㉥として、 控除額 下のうちいずれが多い方の金額 …㉥-(総所得金額等×10%) …㉥のうち災害関連支出の金額-5万円(→損失額的全額が災害関連支出の場合、「㉥-5万円」)				医療費 - 保険金等で補填される金額 - 10万円		控除限度額 200万円		セルフメディケーション税制		特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補填される金額 - 12,000円		控除限度額 88,000円		
				総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%を引く										

・申告の際に必要な書類は、別紙「市民税・府民税の申告受付について」を見てください。
・医療費控除の明細書、添付資料整理票については、ホームページに掲載しています。必要な人は印刷してご利用ください。
※市役所 税務課、申告会場にもご用意しています。
・ご不明な点があれば、税務課までお問い合わせください。

提出先・問い合わせ先

〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号
四條畷市役所 税務課 市民税担当
☎ 072-877-2121(代)
0743-71-0330(代)

所得控除の元となる保険料を記入してください。

- ⑬ 社会保険料控除 令和5年1月1日～12月31日に本人が支払った社会保険料の金額。ただし、本人または生計同一の親族の社会保険料に限ります。
- ⑭ 生命保険料控除 令和5年1月1日～12月31日に本人が支払った生命保険料の金額。ただし、本人または生計同一の親族の生命保険料に限ります。
- ⑮ 地震保険料控除 令和5年1月1日～12月31日に本人が支払った地震保険料などの金額。ただし、本人や生計同一の親族が所有する家屋に係る地震保険料に限ります。

本人や配偶者、親族に関する情報を記入してください。

- ⑰ 寡婦控除 令和5年12月31日時点、以下のAまたはBに該当し、再度婚姻をしていない人。事由を選択し、該当の□に✓をつけてください。
A: 夫と離婚した人のうち、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下。
B: 夫と死別または夫の生死が不明の人のうち、合計所得金額が500万円以下。
- ⑱ ひとり親控除 令和5年12月31日時点、以下の条件を満たす人のうち、婚姻していない人または配偶者の生死が不明の人。□に✓をつけてください。ただし、事実上婚姻関係にあると判断できる人がいる場合は対象外です。
A: 生計同一の子（総所得金額等48万円以下で、他の人の扶養親族とされていない）を有すること。
B: 合計所得金額が500万円以下。
- ⑲ 勤労学生控除 令和5年12月31日時点、学生や生徒で勤務に基づく給与所得や雑所得等があり、合計所得金額が75万円以下の人。
□に✓をつけて、学校名も書いてください。
※ただし、勤務に基づかない所得が10万円以下の人に限りです。
- ⑳ 障害者控除 令和5年12月31日時点、本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である人。
障がい者の氏名を書き、手帳に書かれた等級等を書いてください。

⑳・㉑ 配偶者（特別）控除 令和5年12月31日時点、生計同一の配偶者を有する人。ただし、控除の適用範囲は以下の図のとおりです。

133万	配偶者（特別）控除の適用範囲	900万	1000万	本人の合計所得金額（円）
95万				
48万				
	控除対象配偶者		同一生計配偶者	

㉒ 扶養控除 令和5年12月31日時点、生計同一の親族を有する人。ただし、配偶者以外の親族で、事業専従者に該当せず、合計所得金額が48万円以下の親族に限ります。※国外居住親族については、一定の人に限定されます。

	年少	一般	特定	一般	老人
年齢	16歳未満	16歳～18歳	19歳～22歳	23歳以上	70歳以上
控除額	0円	33万円	45万円	33万円	同居 45万円 別居 38万円

- ※16歳未満・・・平成20年1月2日以後生まれ
- ※16歳～18歳・・・平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ
- ※19歳～22歳・・・平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ
- ※23歳～69歳・・・昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ
- ※70歳以上・・・昭和29年1月1日以前生まれ

令和6年度分 市民税 府民税 申告書

整理番号 業種又は職業 電話番号

現住所 1月1日現在の住所 フリガナ 氏名 個人番号

長親 生年月日 性別 年齢 職業 氏名 配偶者の氏名 続柄 基本コード

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

1 事業等所得 2 不動産所得 3 配当所得 4 公的年金等所得 5 その他所得

6 社会保険料控除 7 生命保険料控除 8 地震保険料控除 9 寡婦控除 10 ひとり親控除 11 勤労学生控除 12 障害者控除 13 扶養控除 14 医療費控除

15 雑損控除 16 所得金額調整控除

17 給付金等 18 雑所得

19 合計所得金額

20 控除後の所得金額

21 課税所得金額

22 課税標準額

23 課税所得金額

24 課税標準額

25 課税所得金額

26 課税標準額

27 課税所得金額

28 課税標準額

29 課税所得金額

30 課税標準額

31 課税所得金額

32 課税標準額

33 課税所得金額

34 課税標準額

35 課税所得金額

36 課税標準額

37 課税所得金額

38 課税標準額

39 課税所得金額

40 課税標準額

41 課税所得金額

42 課税標準額

43 課税所得金額

44 課税標準額

45 課税所得金額

46 課税標準額

47 課税所得金額

48 課税標準額

49 課税所得金額

50 課税標準額

51 課税所得金額

52 課税標準額

53 課税所得金額

54 課税標準額

55 課税所得金額

56 課税標準額

57 課税所得金額

58 課税標準額

59 課税所得金額

60 課税標準額

61 課税所得金額

62 課税標準額

63 課税所得金額

64 課税標準額

65 課税所得金額

66 課税標準額

67 課税所得金額

68 課税標準額

69 課税所得金額

70 課税標準額

71 課税所得金額

72 課税標準額

73 課税所得金額

74 課税標準額

75 課税所得金額

76 課税標準額

77 課税所得金額

78 課税標準額

79 課税所得金額

80 課税標準額

81 課税所得金額

82 課税標準額

83 課税所得金額

84 課税標準額

85 課税所得金額

86 課税標準額

87 課税所得金額

88 課税標準額

89 課税所得金額

90 課税標準額

91 課税所得金額

92 課税標準額

93 課税所得金額

94 課税標準額

95 課税所得金額

96 課税標準額

97 課税所得金額

98 課税標準額

99 課税所得金額

100 課税標準額

個人番号 個人番号(マイナンバー)確認のため、番号が分かるものを添付またはご持参ください。(マイナンバーカードか、通知カードと写真付き身分証明書)

令和5年1月1日～12月31日の収入・所得等所得控除を記入してください。各事項について、裏面にも記入してください。

所得の所属に関して

化粧品や生命保険の販売で得た外交員収入	報酬として受けた収入は 事業所得・雑所得(業務) 。固定支給の収入は給与所得。
大工等が仕事を請け負い、現場作業で得た収入	事業所得 。従業員として勤務する場合は給与所得。
シルバー人材センターで得た報酬や配分金など	雑所得 。(ただし、家内労働者に該当します。)
生命保険契約の解約や満了で得た収入	一時金として受けた収入は 一時所得 。年金形式で得た収入は 雑所得(その他) 。
副業を行い、アフィリエイトや原稿料で得た収入	雑所得(業務) 。
持続化給付金	事業所得についての給付金は 事業所得 として、給与所得についての給付金は 一時所得 として、雑所得についての給付金は 雑所得 として計上。

裏面の記載に関して

6 給与所得の内訳	源泉徴収票のない人が、月ごとの内訳や勤務先情報を記入します。
7 事業・不動産に関する事項	事業所得や不動産所得がある人が記入します。帳簿等(収支内訳書)の添付が必要です。
9 雑所得に関する事項	雑所得(業務・その他)がある人が記入します。原則、帳簿等は不要です。
11 事業専従者に関する事項	所得税に係る申告書を提出しない人でも、税務署の承認があれば、青色申告特別控除の適用があります。
16 所得金額調整控除に関する事項	所得金額調整控除は、給与収入が850万円を超える人で、以下のいずれかに該当するときに適用されます。 ・本人が特別障害者 ・23歳未満の扶養親族を有する ・特別障害者の同一生計配偶者か扶養親族を有する 年末調整や所得税に係る申告書に記載しなかった人が記入します。

所得のない申告をされる人(0円申告) 令和5年1月1日～12月31日に所得のなかった人は、2.所得金額の⑳合計欄に[0]とご記入ください。

所得控除の元となる支払った金額を記入してください。 ㉒雑損控除 令和5年1月1日～12月31日に生じた災害、盗難や横領に係る損害。ただし、本人や生計同一の親族が所有する資産に限り、生活に通常必要でない資産は対象から除きます。

㉓医療費控除 令和5年1月1日～12月31日に支払った医療費の金額とその医療費に係る保険金等の補填金額。ただし、本人や生計同一の親族の医療費に限り、治療や介護に係るものが対象です。 領収書は提出せず、明細書を提出してください。